

## 海外アパレル情報

### 米国：サンフランシスコ 毛皮製品販売禁止を発表

2018年3月20日、米国サンフランシスコ市が動物保護の一環として、新品の毛皮製品(衣料品およびアクセサリ類)の販売を禁止することを発表した。この条例は2019年1月より施行される。

サンフランシスコ市は2018年3月の委員会で、新品の毛皮製品（衣料品、アクセサリ類）の販売を禁止する新たな条例を可決し、公示した。2019年1月の施行日以降は、製造、販売、販売のための展示、取引、贈与、寄付、その他のいかなる方法によっても、サンフランシスコ内での毛皮製品の流通は禁止される。

なお、この禁止条例は、実店舗およびオンラインで販売される新品の毛皮製衣料品およびハンドバッグ、靴、帽子、イヤーマフ、マフラー、ショール、ジュエリー、キーチェーン、手袋などの小物類に適用される。但し、小売店が2018年3月20日以前に仕入れた在庫の毛皮製品については、2020年1月1日まで販売を可能とする。

この禁止条例は、皮革製品、羊革製品、山羊革製品は対象としない。また、絶滅危惧種でない限り、中古店、質屋、または慈善団体が販売されるヴィンテージ品または中古の毛皮製品には適用されない。

カリフォルニア州ではウエストハリウッド市、バークレー市に続いて3番目の毛皮製品の販売規制となり、主要都市としては初めての禁止条例となる。この条例に違反した場合は、販売品および販売日数毎に500ドル（約5万2500円）の罰金が科される。



#### お問い合わせ先

東京事業所 グローバルコミュニケーション戦略室

☎ 03-5759-4120 (担当: 志賀・安田)